依頼論文

企画論文:社会から求められる歯科衛生士 ー健康長寿を支える口腔管理の過去・現在・未来ー

超高齢社会に求められる歯科衛生士のキャリアー教育・研究者の養成と業務のあり方を考える-

日髙 勝美

Careers of the dental hygienists required for the super-aged society

— Consider their practice and professional development of educators and researchers —

Katsumi Hidaka, DDS, PhD

抄 録

歯科衛生士の業務に関する法の規定と教育の現状を踏まえた上で、今後の歯科衛生士の養成や業務のあり方について概説した。教育・研究等に従事する資質の高い歯科衛生士を養成確保するためには、例えば看護教育の経緯を参考に大学や大学院の整備を図ることが考えられる。また、介護保険施設等で円滑に歯科衛生士業務を行うためには、専門性が認定された歯科衛生士など一定の要件を満たす歯科衛生士を活用することが必要であると考えられる。歯科保健医療のさらなる活性化を図る観点から、これらの課題について国や歯科医療関係者等の間で積極的に検討が進められることを望みたい。

和文キーワード

歯科衛生士教育, 歯科衛生士業務, 修業年限, 職域拡大

I. はじめに

わが国の人口の高齢化や歯科医療の高度化・専門化 などに対応できる資質を備えた歯科衛生士を養成して いく観点から、平成16年9月に歯科衛生士教育制度 が改正され、教育内容の充実が図られた。この改正に 際して修業年限は3年以上に延長されたが、全国の 歯科衛生士教育機関が円滑に新課程へ移行できるよう に、平成17年4月から5年間の経過措置期間が設け られた。平成22年4月以降は、すべての歯科衛生士 教育機関において修業年限3年以上による養成が行わ れるようになった。この教育内容の充実を契機として、 歯科衛生士法に規定する業務のあり方についても国や 関係団体において見直しが進められることとなった. 他方, 要介護高齢者等に対する口腔ケアを積極的に推 進する方策として歯科衛生士の職域拡大への期待も高 まりつつあるが、歯科衛生士が歯科医療機関以外の施 設で資格を活用して業務を行うためには、広く医療関

係者の理解の下に解決すべき課題が残されている。

本稿では歯科衛生士業務に関する歯科衛生士法の規定と教育の現状を踏まえた上で,より効果的な歯科保健医療サービスを国民に提供していく観点から,今後,国や歯科医療関係者等が検討を進める必要があると思われる当面の課題について概説させていただく.

II. 歯科衛生士業務の法的な位置づけ

1. 歯科衛生士の定義と業務の概要

歯科衛生士は米国の事例を参考に昭和23年に新たな職種として誕生したが、当初の業務は、保健所等における「歯科疾患の予防処置」に限定されていた。その後、昭和30年の歯科衛生士法改正で「歯科診療の補助」が業務に追加された。さらに平成元年の同法改正で「歯科保健指導」が追加されたことにより、いわゆる歯科衛生士の三大業務が確立した。歯科衛生士法第2条各項に歯科衛生士の定義と業務内容が示されているが、2度の法律改正では新たな業務に関わる項が

表 1 歯科衛生士の定義(歯科衛生士法第2条)

- 第2条 この法律において「歯科衛生士」とは,厚生労働大臣 の免許を受けて,歯科医師(歯科医業をなすことのできる医 師を含む.以下同じ.)の直接の指導の下に,歯牙及び口腔 の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業と する女子をいう.
 - 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈 着物を機械的操作によって除去すること。
 - 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること.
- 2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる.
- 3 歯科衛生士は、前2項に規定する業務のほか、歯科衛生士 の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることが できる.

順次追加されたのみで、同条第1項の見直しは行われなかった。後述するように同項では歯科疾患の予防処置に関して業務時の制約が歯科衛生士に課されていることから、その改正が日本歯科衛生士会をはじめとする関係者の長年の懸案となってきた。

2. 歯科疾患の予防処置に関わる規定

歯科衛生士法第2条第1項に法制定時からの業務で ある「歯科疾患の予防処置」が規定されており、当該 条文で歯科衛生士は「歯科医師の直接の指導の下に、 歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為 を行う」とされている(表 1). 歯科衛生士法の制定当 時は、わが国に歯科衛生士は存在しておらず、その養 成が急がれたことから、当初の修業年限は1年以上と された。医療関係職種としては、きわめて短い養成期 間であったことから、業務に際して歯科医師の立会い を要する「直接の指導の下に」と規定されることとなっ たり、その後の法律改正においても当該条文は改正対 象とならなかったが、修業年限が3年以上となった現 在では他の医療関係職種の業務のあり方に比べ規制が 強く、歯科医師の関与の程度が大きいと考えられてき た。そのため、厚生労働省に設置されたチーム医療推 進会議において、平成24年8月に当該条文の見直し が提案されるなど検討が開始された2. 厚生労働省の 社会保障審議会医療部会では医療政策の重要事項につ いて審議が行われるが、平成25年12月の同部会にお いて「医療法等改正に関する意見」がとりまとめられ、 当該意見の中で、「歯科衛生士の業務実施体制の見直し」 についても提言が行われた³. 歯科衛生士法第2条第 1項で課題とされてきた歯科医師の直接の指導を要す る規定については、平成26年の第186回国会で改正

- 表2 歯科衛生士業務における歯科医師等の指示に関する 規定(歯科衛生士法第13条の2~第13条の4)
- 第13条の2 歯科衛生士は、歯科診療の補助をなすに当っては、主治の歯科医師の指示があった場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなし、その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をすることは、さしつかえない。
- 第13条の3 歯科衛生士は、歯科保健指導をなすに当たって 主治の歯科医師又は医師があるときは、その指示を受けなけ ればならない。
- 第13条の4 歯科衛生士は、歯科保健指導の業務に関して就業 地を管轄する保健所の長の指示を受けたときは、これに従わ なければならない。ただし、前条の規定の適用を妨げない。

され、平成27年4月から改正法が適用されることとなった。

3. 歯科診療の補助に関わる規定

歯科衛生士法第2条第2項に「歯科診療の補助」が 規定されており、当該条文では「保健師助産師看護師 法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、歯 科診療の補助をなすことを業とすることができる」と されている (表1)、診療補助は、本来、看護師や准看 護師の業務に該当するが,歯科診療の補助に限り,法 的な制限を解除して歯科衛生士の業務として認めてい る。保健師助産師看護師法で看護師は診療補助に関連 して、医師又は歯科医師の指示を受けることが前提と されていることから、歯科衛生士の場合も歯科診療の 補助については、歯科医師の指示を要することが歯科 衛生士法第 13 条の 2 に規定されている(表 2).なお, 歯科診療の補助は個々の患者を診察した歯科医師の指 示に基づき行うものであることから、歯科疾患の予防 処置とは異なり、常に歯科医師の立会いを要するもの ではないと解されている。

4. 歯科保健指導に関わる規定

歯科衛生士法第2条第3項に「歯科保健指導」が規定されており、当該条文で「歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる」とされている(表1). 歯科保健指導は平成元年の法律改正で追加された業務であるが、成人歯科保健対策において歯科保健指導の充実が提唱された時期と重なることから、その後、国民運動となった8020運動において全国の歯科衛生士が地域保健の現場で果たした役割は大きいものがあったと推察している。歯科保健指導については、学校や市町村保健センター等で集団に

表 3 歯科衛生士教育の内容(歯科衛生士学校養成所指定 規則 別表)

79023	773247			
考	枚 育	内	容	単位数
基礎分野	科学的思	考の基盤		10
	人間と生活	舌		
専門基礎分野	人体(歯	・口腔を除く	.) の構造。	と機能 4
	歯・口腔の	の構造と機能	â	5
	疾病の成	り立ち及び回	復過程の仮	進 6
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と			
	社会の仕組	組み		7
専門分野	歯科衛生	上概論		2
	臨床歯科	医学		8
	歯科予防療	処置論		8
	歯科保健	指導論		7
	歯科診療	補助論		9
	臨地実習	(臨床実習を	:含む.)	20
選択必修分野				7
	合		計	93

対する健康教育や個別の健康相談として行う場合のほか、医師や歯科医師の診療を受けている患者に対して行う場合がある。そのため、歯科衛生士法第13条の3に「主治の歯科医師又は医師があるときは、その指示を受けなければならない」と規定されている(表2).

Ⅲ.歯科衛生士教育の改正経緯と現況

1. 歯科衛生士教育の改正に至る検討経過

歯科衛生士教育の見直しについては、平成10年9 月に厚生省(現在の厚生労働省)に設置された「歯科 衛生士の資質の向上に関する検討会」において検討が 開始された。同検討会からは平成11年5月に意見書 が提出され、教育内容の見直し、修業年限の延長及び 教員の資質向上について提言が行われた。教育内容の 見直しについては、歯科衛生士の担う業務の多様化を 背景に、継続的な指導管理や歯周治療等の重視に加え、 障害者歯科, 高齢者歯科, 隣接医学, 介護並びに福祉 分野等の内容を学科目に追加することが示された。ま た、保健所、市町村保健センター、社会福祉施設等に おける地域歯科保健に関する実習の拡充についても意 見が示された4. 同意見書の公表後, 提言内容を踏まえ 早期に関係省令の改正が行われる予定であったが、歯 科衛生士養成に関わる団体間の意見調整に年月を要し たこと等から、関係省令の改正は平成16年9月となっ た. なお、歯科衛生士法の改正を含め歯科衛生士業務

表 4 歯科衛生士教育機関数及び入学定員 (平成 25 年 4 月現在)

所 管	教育機関数 -	課程別		定 員(人)	
		4年	3 年	上 貝(八)	
厚生的	労働省	126(10)	0	136(10)	6,669 (532)
文部和	科学省	27	8	19	1,507
合	計	153(10)	8	155(10)	8,176 (532)

注:() 内は夜間課程の内数,厚生労働省医政局歯科保健課調べ

表 5 歯科衛生士に求められる基本的な資質

- ○歯科医療の高度化と社会環境の変化に対応できる歯科衛生士
- ○幅広い見識と豊かな人間性を有する歯科衛生士
- ○高い倫理感を持つ歯科衛生士
- ○資質向上に寄与することのできる歯科衛生士
- ○他職種連携のできる歯科衛生士
- EBM に基づいた科学的な判断のできる歯科衛生士

注:全国歯科衛生士教育協議会作成「歯科衛生学教育コア・カリ キュラムー教育内容ガイドラインー」から引用

のあり方をめぐる昨今の動向については、前述の意見 書の提言内容が実現したこと等により、歯科衛生士業 務に対する社会的評価が高まったことが契機となった と推察している。

2. 歯科衛生士教育に関する規定

歯科衛生士教育の内容や修業年限は、文部科学省及 び厚生労働省の共管省令である歯科衛生士学校養成所 指定規則(以下「指定規則」という)に定められてい る。教育内容及び単位数は指定規則の別表で示されて いるが、その内訳は、基礎分野 10 単位、専門基礎分 野 22 単位、専門分野 54 単位及び選択必修分野 7 単位 となっており、卒業するためには合計93単位以上の 取得が義務づけられている5(表3) 従前の指定規則 では時間制を採用していたが、他の医療関係職種の教 育課程の実態を踏まえるとともに、単位互換等の利便 性も考慮し, 歯科衛生士教育についても大綱化が図ら れた。歯科衛生士教育機関数は厚生労働大臣が指定す る歯科衛生士養成所が8割を超えている(表4).厚生 労働省では指定申請手続きを明確化するとともに、歯 科衛生士養成所として備えておくべき要件を具体的に 示すため、指定規則に基づく歯科衛生士養成所指導要 領(以下、「指導要領」という)を都道府県知事に対し 通知している。指導要領には指定規則に規定する各教 育分野の「教育の目標」を示しているが、歯科衛生士 の三大業務に着目すると「歯科予防処置論」及び「歯 科保健指導論」では患者等のライフステージに応じた

学習が重視されており、「歯科診療補助論」においては チーム医療の一員として理論や技術を修得することが 求められている⁶.

3. 歯科衛生士教育の指標

指導要領で定められている「教育の目標」に即した 教育を実践していくためには、一定の指標が必要とな るが、現状では歯科衛生士国家試験出題基準(以下、 「出題基準」という)が、その役割を担っている。出題 基準では専門基礎分野と専門分野の各科目について出 題範囲を示し、それぞれの範囲で歯科衛生士に必要と される知識や技能を大項目及び小項目として示してい る". 平成23年版の出題基準は修業年限の延長に対応 し策定された経緯があることから、将来の歯科衛生士 業務のあるべき方向性を示唆しているものと理解して 差し支えない。歯科衛生士の三大業務である「歯科予 防処置論」,「歯科診療補助論」及び「歯科保健指導論」 については、歯科疾患及び対象患者の多様性、地域に おける保健・医療・福祉連携を踏まえ、歯科衛生士と して備えておくべき知識及び技能に関わる項目が詳細 に提示されている. 例えば, 学校, 事業所, 在宅, 介護・ 社会福祉施設における歯科衛生教育活動等も必要な項 目として組み入れられている7).

近年、歯科衛生士教育の指標としてコア・カリキュ ラムの導入も検討されており、全国歯科衛生士教育協 議会から「歯科衛生学教育コア・カリキュラム―教育 内容ガイドラインー」が公表されている。当該コア・ カリキュラムでは、歯科衛生士に求められる基本的な 資質として, 歯科医療の高度化と社会環境の変化に対 応できることや EBM に基づいた科学的な判断ができ ることなど6項目が掲げられている®(表5). このよ うな資質を具現化する方策の一つとして、当該コア・ カリキュラムには米国で理論構築された「歯科衛生過 程」が組み込まれている。「歯科衛生過程」は科学的な 根拠を基に歯科衛生業務を展開するためのツールとさ れており、当該コア・カリキュラムでは「人びとのニー ズにあった支援をするために、 論理的に思考し、 問題 発見および解決できる知識・技術を修得する」ことを 学習のための一般目標としている8)

IV. 歯科衛生士による教育・研究の推進と職域の 広がりに対する期待

1. 大学及び大学院の整備と歯科衛生士による教育・ 研究の推進

看護系大学は平成3年度までは11校であったが、 平成25年度には218校まで増加した⁹⁾.この看護系大 学の増設は平成4年11月に「看護婦等の人材確保の 促進に関する法律」が施行されたことが影響したもの と考えられる。同年12月に示された同法に基づく基 本的な指針において「看護教育の充実と教員等指導者 の養成を図る観点から、看護系大学の整備充実を一層 推進していく必要がある。さらに、看護系大学の整備 充実に伴い、今後、ますます必要とされる大学等の教 員や研究者の養成を図るため、看護系大学院の整備充 実に努めることが必要である」とされた100. 同指針に 基づく施策の推進により、看護系大学では看護職の資 格を有する教員が主体となって教育や研究が進められ る契機になったと推察している。ちなみに平成23年 度に完成年次を迎えた看護系大学 159 校に対する調査 では、総教員 6,201 名のうち看護教員は 5,210 名と報 告されており、看護教員が占める割合は約84%となっ ている11) なお、同指針では「看護婦等学校養成所の 教員需要に対応していく上でも、看護系大学の整備を 進める」とされており、看護専門学校の教員について も看護系大学の卒業者を充てる方針が示されていた。 このような考え方は今後の歯科衛生士養成のあり方を 検討する際に参考になるものと思量される.

一方, 歯科衛生士教育については, 平成 16 年度以降, 歯科衛生士養成のための学士課程が設置されるように なった。現時点の教育は歯科医師など歯科衛生士以外 の教員が関与する割合が大きいことから、将来的には 歯科衛生士資格を有する教員の充足が望まれる. 教員 配置の一事例として本学口腔保健学科の場合、専任教 員数は12名であるが、その中で歯科衛生士資格を有 する者は4名となっている。 さらに大学等において歯 科衛生学の研究に専念している歯科衛生士も現段階で は少数であると思量される。平成26年4月現在、歯 科衛生士養成を行う大学は8校に過ぎないが、今後、 教育・研究者として歯科衛生士教育の質向上や歯科衛 生学研究の進展に貢献できる資質の高い歯科衛生士 を相当数養成確保することが必要であり、そのために は,看護教育の例も参考にして,大学や大学院の整備 を図っていくことが当面の課題であると認識している (表 4).

2. 職域拡大による歯科保健医療の活性化

歯科衛生士の就業先は90%以上が診療所¹²⁾であり、この就業実態を踏まえると、今後も新規免許取得者の就職先は診療所が中心であると考えられるが、歯科保健医療の活性化を図るためには、歯科衛生士の職域を拡大していくことが重要であると認識している。例えば、歯科衛生士が介護保険施設や医科病院に勤務することで入所者や入院患者の日常的な口腔機能管理を行

うことが可能となる。これにより入所者や入院患者 の QOL の向上のみならず、歯科医療機関との連携に 基づいた歯科疾患の早期治療などにもつながる可能性 が高まるものと思量される。 つまり、歯科衛生士の一 定の自立的な活動が医科や介護との連携の推進や歯科 保健医療の活性化に寄与するものと推察している。ま た. 自治体や歯科関係企業における歯科衛生士の活用 についても期待したい。特に自治体については、平成 23年8月の歯科口腔保健の推進に関する法律の制定 に加え、平成26年3月現在、39道府県において、歯 科保健に関する条例が制定されている13)ことから、地 域歯科保健事業の推進に必要な専門職として、歯科衛 生士の配置を促進することが望まれる。都道府県や市 町村で地域保健事業に携わる常勤の歯科衛生士数は平 成24年3月現在で711人と報告されているが、地域 偏在が大きいことから、未配置の自治体が多いのが実 熊となっている14) 歯科保健医療の専門職配置を促進 する観点から、厚生労働省では都道府県等の保健医療 行政担当者を対象とする全国会議で歯科医師及び歯科 衛生士の地方公共団体への配置について要請を行って いる15)

V. 歯科衛生士の職域拡大に関連する近年の動向 と課題

1 歯科衛生士業務に関する社会保険上の評価

歯科疾患の治療において、歯科医師の指示を受けた 歯科衛生士が患者に施す歯石除去等は歯科診療の補助 として位置づけられることから、 当該技術に対する評 価は歯科医師の診療報酬の評価に包含されている。一 方で歯科衛生士の専門的技術を別に評価する動きもあ り, 平成24年度の診療報酬改定では, 悪性腫瘍の患 者等に対する周術期専門的口腔衛生処置が新設された 16) また、同年度の介護報酬改定においても介護保険 施設の入所者に対する口腔ケアを充実する観点から, 歯科衛生士が直接口腔ケアを行った場合の口腔機能維 持管理加算が新設された「7)。高齢化の進展に伴い、在 宅歯科医療や口腔ケアに対応できる歯科衛生士の需要 が高まっているが、これらの領域については、歯科衛 生士の技術として訪問歯科衛生指導、摂食機能療法及 び居宅療養管理指導などがすでに診療報酬や介護報酬 で評価されている。そのため、近年では介護保険施設 や医科病院などからも、歯科衛生士配置について関心 が寄せられている。

2. 介護保険施設等における歯科衛生士の位置づけ 介護保険施設等において歯科衛生士が歯科保健指導

や軽微な処置を行う場合、入所者の大半には主治の歯 科医師又は医師があることが想定されることから、実 際の業務では歯科医師等の指示を受けることが必要と なる (表 2)。また、口腔粘膜への薬剤塗布のような 行為については医師が指示する場合は医行為に区分さ れることから、歯科衛生士が診療補助として行うこと は認められていない。 さらに、歯科衛生士は業として 看護師のような療養上の世話を行うことはできないた め、入所者や入院患者への日常的な口腔機能管理を行 うことにも限界がある。介護老人保健施設や医科病院 において歯科衛生士による口腔機能管理への期待はあ るものの、前述のように業務上の制約があることから、 歯科衛生士の配置は困難な状況にある。他方で介護老 人保健施設や介護老人福祉施設においては歯科保健医 療サービスを確保する観点から関係省令で協力歯科医 療機関を定めるように努めることとされている18) し かし、努力義務であるため歯科医療機関と連携した上 での歯科衛生士の配置促進等の積極的な対応までには つながっていないものと推察される。ちなみに平成23 年10月現在の介護老人保健施設数は3,533施設であ るが、当該施設に就業している歯科衛生士数は平成24 年12月現在で非常勤を含めて366人と報告されてい る12) このような状況の中、全国老人保健施設協会が 実施した調査では「歯科衛生士・言語聴覚士を含むチー ムケアの実践が介護老人保健施設における栄養状態や 口腔状態を維持・向上させる質の高いケアの提供のカ ギとなっていた。(中略)なかでも、歯科衛生士の常 勤配置あるいは随時対応可能な体制をもつことが当該 サービス提供のもっとも大きなカギとなっていた」と 報告19) されており、介護老人保健施設における歯科衛 生士の役割が評価されている。高齢者の増加に伴い口 腔ケア等の日常的な口腔機能管理の実施の必要性が医 療関係者で広く認識されつつあることから、その効果 的な推進のためには、専門的な研修を受けた歯科衛生 士や新しい教育課程で育成された歯科衛生士を活用し ていくことが望まれる.

VI. おわりに

歯科衛生士教育の修業年限が3年以上になり、大学や大学院においても教育が行われるようになったことから、従来よりも歯科衛生士を多様な職域で活用することが望まれている。診療所に勤務する歯科衛生士の確保は引き続き推進していく必要があるが、それに加えて教育や研究に携わる歯科衛生士がより多く確保される環境が整備されること、さらに総合病院、介護保

険施設, 行政機関及び歯科関係企業等における歯科衛 生士の就業機会が増加することを期待したい。これら の課題に対応するためには、 資質の高い歯科衛生士の 養成を推進すること及び高齢社会に適応した歯科衛生 士業務のあり方を構築していくことが必要であると認 識している。資質の高い歯科衛生士を養成確保するた めには、大学や大学院の整備を図ることが必要であり、 看護教育のあり方を参考にすることも一案である。次 に、超高齢社会に適応した歯科衛生士業務を構築する ためには、日本歯科衛生士会が専門性を認定した歯科 衛生士20) や学士・修士の資格を有する歯科衛生士の活 用を検討することが必要である。現在、歯科医療機関 以外に所属する歯科衛生士の臨床的な業務については 法的な制約があることから、例えば、介護老人保健施 設等における日常的な口腔ケアや軽微な口腔内の処置 等に関して、前述したような一定の要件を満たす歯科 衛生士が円滑に業務を行えるような仕組みを構築する ことが必要であると考える。歯科保健医療のさらなる 活性化を図る観点から、歯科衛生士資格を有する教育・ 研究者の養成や職域拡大を含む業務のあり方について 国や歯科医療関係者等の間で積極的に検討が進められ ることを望みたい。

煉 文

- 1) 榊原悠紀田郎. 歯科衛生士史記, 1 版 2 刷. 東京: 医歯薬出版; 2005, 44-46.
- 2) 厚生労働省. 第13回チーム医療推進会議, 資料4, < http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002i2md. html>; 2012 [accessed 2014-04-07].
- 社会保障審議会医療部会。医療法等改正に関する意見、 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000033983。 html>; 2013 [accessed 2014-04-07].
- 4) 厚生省. 歯科衛生士の資質向上に関する検討会意見書; 1999, 1-6.
- 5) 文部科学省・厚生労働省. 歯科衛生士学校養成所指定規 則の一部を改正する省令, 文部科学省・厚生労働省令第 5号; 2004.
- 6) 厚生労働省. 歯科衛生士養成所指導要領, 医政発第 0929005 号厚生労働省医政局長通知; 2004.
- 7) 歯科医療研修振興財団. 平成23年版歯科衛生士国家試験出題基準;2011.
- 8) 全国歯科衛生士教育協議会。歯科衛生学教育コア・カリキュラム―教育内容ガイドライン―;2012。
- 9) 厚生労働省. 看護師等学校養成所入学状況及び卒業生 就業状況調査 平成 25 年度, http://www.mhlw.go.jp/

- toukei/list/100-1.html>; 2014 [accessed 2014-04-07].
- 10) 文部省・厚生省・労働省. 看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針,文部省・厚生省・労働省告示第1号;1992.
- 11) 日本看護系大学協議会. データベース整備・検討委員会「看護系大学の教育等に関するデータベース報告書」・2011 年度状況調査, http://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/12/H23SurveyResults.pdf. pdf>; 2012 「accessed 2014-04-08].
- 12) 厚生労働省. 平成 24 年衛生行政報告例(就業医療関係者) 結果の概況, http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei/12/; 2013 「accessed 2014-04-08」.
- 13) 8020 推進財団. 都道府県歯科保健条例制定マップ, http://www.8020zaidan.or.jp/map/index.html; 2014 「accessed 2014-04-08〕.
- 14) 厚生労働省. 平成 23 年度地域保健・健康増進事業報告の 概 況, http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/c-hoken/11/dl/kekkal.pdf; 2013[accessed 2014-04-09].
- 15) 厚生労働省. 平成 24 年度全国医政関係主管課長会議資料, http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002wp42_1.pdf; 2013 「accessed 2014-04-09].
- 16) 歯科点数表の解釈, 44 版 東京:社会保険研究所; 2012, 262
- 17) 社会保障審議会介護給付費分科会. 第 88 回社会保障審議会介護給付費分科会資料 1-2, http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002113p.html; 2012 「accessed 2014-04-10].
- 18) 社会福祉法規研究会. 社会福祉六法 II 平成 25 年版. 名 古屋:新日本法規出版; 2012, 612·628.
- 19) 全国老人保健施設協会. 介護老人保健施設における協力歯科医療機関等との連携状況に応じた口腔関連サービスの提供実態に関する調査研究事業報告, http://www.roken.or.jp/wp/wp-content/uploads/2013/04/f48bb4bbe10654ce57640a4bd34b31ba2.pdf; 2013 「accessed 2014-04-10].
- 20) 「歯科衛生士のあゆみ」編纂委員会. 歯科衛生士の歩み --日本歯科衛生士会 60 年史; 2012, 65-74.

著者連絡先:日髙 勝美

〒803-8580 北九州市小倉北区真鶴 2-6-1

Tel: 093-582-1131 Fax: 093-582-6000

E-mail: kk-hidaka@kyu-dent.ac.jp